

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した「中等症うつ病エピソード」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月、介護事業を行う〇〇株式会社（以下「会社」という。）に入社、「サービス提供責任者」としてホームヘルパーに対する指導等に従事していたが、同年〇月にサービス提供責任者と管理者を兼任する「管理者兼サービス提供責任者」に昇進した。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月頃から、全身の倦怠感、意欲低下が現れ、〇〇病院を受診したところ、「うつ病」と診断され、療養補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

上司によるパワハラや長時間労働が原因で「うつ病」を発病したのであるから、業務上の事由によるものとは認められないとした監督署長の判断は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10「F32.1 中等症うつ病エピソード」を発病したものと認められる。
- (2) 発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の強度について検討すると、以下のとおりである。
  - ア 特別な出来事に該当する出来事は認められない。
  - イ 請求人は、入社当初には「サービス提供責任者」であったが、入社〇か月後に管理者を兼務する「管理者兼サービス提供責任者」に昇進したことが認められる。この出来事は、「自分の昇格・昇進があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「I」であり、請求人も「業務内容及び業務量に変化はない」と申述していることから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。
  - ウ 請求人は「介護の仕方について社長と意見がぶつかり、罵倒されることがよくあった」と申述している。この出来事は、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「II」であるが、社長は、請求人を罵倒した事実を否定した上で、「業務方法について、何度同じことを注意しても直らない時には、多少きつく注意した」と申述し、また、同僚は、「社長が請求人を罵倒しているところは見ることがない」、「お互いに感情のもつれがあったのかもしれない」と申述していることから、業務をめぐる考え方について意見の相違が存在していたと考えられるものの、職場での表立った対立までは認められないことから、「業務をめぐる方針等において、上司との考え方の相違が生じた（客観的にはトラブルとはいえないものも含む）」に当てはまり、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。
  - エ 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの12日間連続勤務を行っていたことが認められる。この出来事は、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「II」であり、請求人には深夜時間帯に及ぶ時間外労働は確認できないから、「平日の時間外労働だけではこなせない業務量がある、休日に対応しなければならぬ業務が生じた等の事情により、2週間（12

日)以上にわたって連続勤務を行った」に当てはまり、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

オ したがって、業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

- (3) 発病前おおむね6か月間に、業務以外の心理的負荷は認められない。
- (4) 請求人には、「不眠症」及び「不安障害」による治療歴が認められ、また、常習飲酒の事実も確認できることから、個体側の脆弱性は否定できない。
- (5) 以上により、請求人に発病した疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

#### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10「F32.1 中等症うつ病エピソード」を発病したものと認められる。
- (2) 発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の強度について検討すると、以下のとおりである。

ア 特別な出来事に該当する出来事は認められない。

イ 請求人は、入社〇か月後に昇進したことが認められる。この出来事は、「自分の昇格・昇進があった」に該当するが、請求人は「業務内容及び業務量に変化はない」と申述しており、また、同業他社で管理者の経験があったことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 請求人は「介護の仕方について社長と意見がぶつかり、罵倒されることがよくあった」と申述している。この出来事は、「上司とのトラブルがあった」に該当するが、同僚は「社長が請求人を罵倒しているところを見たことはない」、「社長が請求人に対して心理的圧力を加えることはなかった」と申述していることから、客観的な対立までは認められず、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの12日間連続勤務を行っていたことが認められる。この出来事は、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当し、深夜時間帯に及ぶ時間外労働までは認められないことから、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

オ 請求人の時間外労働について、請求人が記入した勤務表の時間外労働時間数により確認したところ、発病前1か月目は18時間、2か月目は19時間、3か月目は48時間、4か月目は30時間、5か月目は38時間、6か月目は35時間であり、恒常的な長時間労働があったとは認められない。

カ したがって、発病前おおむね6か月間の業務による出来事の心理的負荷の評価は「中」であり、恒常的な長時間労働は認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

- (3) 発病前おおむね6か月間に、業務以外の心理的負荷は認められない。
- (4) 請求人には、「不眠症」及び「不安障害」による治療歴が認められ、また、常習飲酒の事実が確認できる。
- (5) 以上により、請求人に発病した疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。